

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更のお知らせ

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに！

種別が変わるときは届出が必要です

現種別	種別の変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金または共済組合に加入した 会社員と結婚して被扶養配偶者になった	勤務先 配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	
第2号	転職して自営業になった（被扶養配偶者も 第1号被保険者になります。）	市役所
	会社を退職して、自営業者の配偶者になった 会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
第3号	配偶者が会社を退職した	市役所
	会社員の配偶者と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	配偶者が亡くなった	勤務先
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった 配偶者が転職し、厚生年金から共済組合または 共済組合から厚生年金に変わった	配偶者の勤務先

国民年金の加入者は
3種別に分けられます

- 第1号被保険者
自営業、学生など
(第2号・第3号被
保険者以外の方)
- 第2号被保険者
会社員などの厚生
年金保険・共済組
合などの加入者
- 第3号被保険者
会社員など(第2
号被保険者)に扶
養されている配偶者

マイナンバーでの手続きが可能になっています

平成30年3月5日からマイナンバー（個人番号）による届出・申請を開始しています。これまで、基礎年金番号を記載して届け出いただいていた届書については、原則としてマイナンバーを記入していただくこととなります。

また、届書にマイナンバーを記入していただく場合には、本人確認を行う必要があります。

- ①番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ②身元（実存）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

【お問い合わせ先】 市保険年金課年金担当（市役所1階③番窓口） ☎32・4120/FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

小松島市社会福祉協議会で働く
生活支援コーディネーター（嘱託職員）を
募集しています

小松島市社会福祉協議会では、支援が必要な高齢者への生活支援サービスの調整や支え合い活動への支援などの仕組みを構築する業務に取り組み、生活支援コーディネーターの募集をしています。

【募集人数】 1人

【募集期間】 平成30年4月20日(金)までに履歴書を直接持参または郵送(必着)

【面接試験】 後日通知

【対象】 高齢者への生活支援のコーディネーターに経験のある方、または、意欲のある方

【雇用期間】 任用日から平成31年3月31日まで
(更新の場合あり)

【勤務場所】 市社会福祉協議会（小松島市総合福祉センター内）

【勤務時間】 原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（昼休みは1時間）

【給与】 月額15万2千円・賞与4.4月分/年（平成29年度実績）通勤手当支給（本会規定による）

【保険等】 健康保険等加入、有給休暇有

【お問い合わせ・申込先】

〒773-0006 小松島市横須町11番7号

社会福祉法人 小松島市社会福祉協議会事務局

☎33・2255/FAX33・4042